

さいたま市特定教育・保育施設等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法第11条に規定するものをいう。以下同じ。）に係る教育・保育（法第7条第2項に規定する教育又は同条第3項に規定する保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者に対して行う指導等（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）について、基本的事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導等は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第33条及び第45条に定める設置者の責務、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年7月9日条例第52号。以下「運営基準」という。）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「運営基準等」という。）に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

特定教育・保育施設等に対して、運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、運営基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観

点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

ア 全ての特定教育・保育施設等を対象に原則指導監査と同時に行い、定期的かつ計画的に実施する。

イ その他特に指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に実施する。

(集団指導の方法)

第5条 集団指導は次の方法により行う。

(1) 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象を選定する。

(実地指導の方法)

第6条 実地指導は次の方法により行う。

(1) 指導通知

指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。なお、日時については、当該特定教育・保育施設等側の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 担当者

エ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

実地指導は、運営基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

職員数等の充足状況の確認に際しては、各職員の当該特定教育・保育施設等の専任又は他の施設等との兼務の状況を把握する。その上で、兼務とされる職員については、兼

務する他の施設等の名称・所在地を把握するとともに、当該他の施設等での勤務の実態を把握する。その際、当該職員の現認や出勤簿の確認等を行うほか、兼務する他の施設等の所在地が他の市町村である場合には、当該他の市町村と情報共有を図る。

(3) 指導体制

実地指導は、原則として、指導監査と同時に行い、子ども・青少年政策課の職員2名以上で行う。ただし、必要に応じて対象となる特定教育・保育施設等所管課職員の立会いを求めることができる。

(指導結果の通知等)

第7条 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって指導内容の通知を行う。

2 前項の文書による指導を行った場合は、当該特定教育・保育施設等に対し、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求める。

(集団指導及び実地指導の方式)

第8条 天災その他やむを得ない事由により集団指導及び実地指導（以下「指導」という。）を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合（「その他やむを得ない事由」については、感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、指導に対応する職員の多忙など、市側の事情は対象とならない。）には、例外的に実地によらない方法で実施することができる。この場合、書面による確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせる。また、実地による指導となるべく同様の確認ができるよう、実地による指導で確認していたものと同じ書類を確認する、特定教育・保育施設等の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって指導項目を確認するための書類提出を求めるなど、工夫して指導を行う。その上で、実地によらない指導で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による指導に切り替える。

(再実地指導)

第9条 指導した事項について改善が不十分な特定教育・保育施設等については、再度実地指導を行うことができる。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに別に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月21日から施行する。